

令和4年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第2号)

招集年月日	令和4年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和4年 12月 5日 午前 9時30分				
		議長 福島教次郎				
	散会	令和4年 12月 5日 午前 9時50分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	8番	藤原修治	9番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	吉村猛
	総務課長	木川士朗	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(開 会 午 前 9時30分)

●福島議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番・藤原修治議員。9番・山本議員を指名いたします。

日程第2、議案質疑を行います。議案第59号につきましては、既に審議を終えていますので、これを除く、議案第57号から議案第70号までの残り13議案について、順次、質疑を行います。初めに、議案第57号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

個人情報保護条例を廃止する条例の制定についてということなんですが、これは結構大変なことだと思うんですけども、この件について、個人情報保護審議会ですかね、そこでの議論はされてきてるんですか。もし、されているとすれば差し支えないものがありましたら、紹介していただければと思います。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

中原議員のご質問でございます。個人情報審議会の会議がなされたかということでございますが、特に、会議はしておりません。全国的な共通ルールを定められたことによる廃止でございますので、特別会議を招集して意見を聞いたということはありません。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

この条例は平成17年に制定をされているということですから、何年になるんですかね。ちょっとこの勘定が出来ないんですけども、この間、条例に基づいて、町民の皆さんから訴えがあったというか、申し出があったような件数っていうのはどのくらいあるのか、わかっておりますでしょうか。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

中原議員のご質問でございます。私も総務課に来まして4年目になりますけれども、この4年間ではございません。特に個人情報の開示請求等も今まではなかったというふ

うに認識をしております。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

私の理解が不十分なのかわかりませんが、これを廃止して、この後は、国の法律に基づいて、もし何かあったらやりなさいということなんですよね。この条例が変わるものっていうのは出されないということだから、そうなるんじゃないかと思うんですけども、もし、この4年間ですかね。総務課長が着かれてなかったということなんですけども、もし、この保護条例に関する訴えが町民の皆さんからあった場合というのは、今後は、そうすると国へ出していくということになるんでしょうかね。手続上は。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

中原議員のご質問でございます。町民から請求等がありましたら、国が定めておりますガイドラインというのがございまして、こういう分厚いものがございます。これに基づいて、町で事務を進めるということでございます。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

ちょっと先ほどの中原議員さんの質問と重なる部分がありますけども、条例の37条ですか。この条例に対する権限について、審議会で議論するという規定がございます。改廃あるいは修正についての規定は、どうも盛り込まれていないということのようですので、今回は廃止する条例ということで、一部機能を残すということで、権限部分を、国の法律で全て判断するというので、必要な箇所だけ残すということの、言い換えれば改正に近いような大きな改正みたいな条例かなと思うんですけども、権限をなくすと、条例部分のですね。権限をとってしまうと。ほんで法律の方で、ということなんですけども、その判断ですけども、その条例を適用することまでは要らない。国の上位法が出来たからということとは理解はできるんですけども、諮って条例として必要なものについて、審議会で意見を聞くということは要らなかったわけでしょうか。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

牛尾議員のご質問でございます。ちょっと確認でございますが、この情報保護審議会で、条例で必要なものっていうのを議論されたかということでございましょうか。

(はいとの声)

●木川総務課長

保護審議会を開いておりませんが、この度、全国的な共通ルールが定められたことにより廃止するというご報告はいたしております。以上です。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

5番です。今回の個人情報保護に関する動きというのは、非常に大事なことじゃなかったかと思うんですね。法律を作って条例をリセット、今まで2000年問題とかって言われるぐらい、全国の自治体で条例を個別につくって、個人情報を保護してきたわけですね。しかし、そういう情報をリセットして、法律による共通ルール化をしていくと。したがって、市町村では要らないよと、こういうことなんだと思うんですけども、今回の条例リセットというのは、デジタル化に基づいて、今まで個人の情報を守るということで、非常に丁寧な条例が各地でつくられてきたんですが、今回の法律というのは、法律の1条ですかね、目的にもありますように、個人の情報を守るというよりはむしろ、個人情報をですね、活用するというのは言葉はいいんですが、企業なんかが利用できるようにする。もちろんその生データじゃなくて、何て言いましたかね。加工した情報をですね、外部に提供できるようにする。それに障害のあるような、地方の条例ってのはみんな、とにかく、やめちゃいなさいと。こういう、ちょっと乱暴な言い方をすると、そうなると思うんで、そういう点では、個人情報保護をめぐる非常に大きな考え方の変化が生じていると思うんですね、今までは守る一辺倒だったんですけども、このデジタル社会においては、それをいかに利用するか、利用するように提供するかということが、法律の次第にもなってくるわけで、そうすると今までは確かに個人情報をめぐってですね、町の審議会なんかにもかけられるようなことはほとんどなかったんですが、これからそういうトラブルが起こる恐れといいますかね、もう、提供する活用するっていうことが、法律の目標になりますから、そういう可能性ってのは、非常に出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうご心配は、特になかったのか。私なんか心配し過ぎなのか。そこら辺もちょっと含めてお聞きしたいと思います。

●福島議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

中原議員のご質問でございますが、先ほども申し上げましたように、今後は、国の定めるガイドラインに基づいて、町において個人情報に係る事務を行っていくということで、中原議員が言われるご心配といいますか、ガイドライン細かく設定をされておりますので、心配はしていません。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

ちょっとくどいようなんですけども、今までの町の条例なんかを見てもですね、いろいろ書類として出されたようなものを、電子化するといいますかね、コンピューター上

に、資料を変換していくというようなことについても、全くこれはこれまでは、非常に慎重に行われたと。あれですよ、これ何て書いてあったかな。特に情報を電子化することについて、非常に扱いが慎重だったと思うんですね。しかし今回は、どんどんやれていくことですよ。これを。どんどんやって活用できるようにしろってことだから、今までとは相当状況が変わってくるというふうに思われるんですけども、その際ですね、町民の皆さんからもし、心配事があったり、苦情があったり、またそういう情報は提供してあるんだけど、返してくれってというような申し出があった時ですね。今度は、国へ持っていかなきゃいけないような話になるんじゃないかと思うんですけども、そういう受け止めがいいんですかそれとも、町で、そういう処理は代行してもらえますかね。

●福島議長

番外、総務課長、

●木川総務課長

中原議員のご質問でございます。先ほども申しましたように、国が示すガイドラインに則って町が事務手続を行うということでございます。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 57 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 58 号について質疑を許します。

質疑はありますか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 58 号の質疑を終わります。

続きまして議案第 60 号について質疑を許します。

質疑はありますか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 60 号の質疑を終わります。

続きまして議案第 61 号について質疑を許します。

質疑はありますか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 61 号の質疑を終わります。

続きまして議案第 62 号について質疑を許します。

なお、午後からの予算案に関する質疑につきましては、ページ数を示してからお願いします。

質疑はありますか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 62 号の質疑を終わります。
続きまして、議案 63 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 63 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 64 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 64 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 65 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 65 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 66 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 66 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 67 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 67 号の質疑を終わります。
続きまして、議案第 68 号について質疑を許します。

(なしの声)

●福島議長

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 68 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 69 号と議案第 70 号につきましては、関連がありますので、あわせて
質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 69 号と議案第 70 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

日程第 3、議案の委員会付託議題といたします。

お諮りします。

先ほど質疑を終えた議案第 57 号から議案第 70 号までの議案第 59 号除く 13 件の議案につきましては、予めお手元に配付しております議案付託表のとおり各委員会付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり、各委員会へ付託することに決定いたしました。

それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程を全て終了しました。

次の会議は、8 日、木曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前 9 時 5 0 分)